

県南広域振興局長告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年2月15日

県南広域振興局長 佐々木 隆

介護予防短期入所生活介護

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------------|---------------|--------------|-----------|
| 0370902009 | 社会福祉法人いちのせき会 | 短期入所生活介護 須川の郷 | 一関市巖美町字古館3番地 | 令和4年2月28日 |